

# 業務委託仕様書

- 1 件名 建築設備・防火設備定期点検
- 2 委託場所 草加市柿木町261番地1  
総合福祉センターであいの森
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和7年6月30日まで
- 4 委託内容 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建築設備・防火設備の点検業務委託。ただし、昇降機は除く。  
※防火設備対象…随時閉鎖式防火扉及び防火シャッター
- 5 調査資格 次のいずれかの資格を有すること。見積書提出時には資格を証明する書面等の写しを併せて提出すること。
  - ・ 一級建築士
  - ・ 二級建築士
  - ・ 建築基準適合判定資格者
  - ・ 国土交通大臣の登録を受けた者（登録調査資格者）
  - ・ 国等の建築物の維持保全又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者
- 6 調査建物

施設名（棟名）	構造	階段	延床面積 (㎡)
草加市総合福祉センターであいの森	R C 3	地上3階 地下1階	4,926.56

※平面図等の閲覧を希望する場合は、であいの森に問い合わせること。  
※契約者には、平面図等を貸与する。

- 7 調査基準
  - ・ 特殊建築物等定期点検業務基準(最新版)  
(財)日本建築防災協会
  - ・ 建築設備定期点検業務基準(最新版)  
(財)日本建築設備・昇降機センター
  - ・ 防火設備定期検査業務基準(最新版)  
発行 (一財)日本建築防災協会
- 8 支払方法 業務完了払（1回）

## 9 業務の処理

- (1) 受託者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
- (3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。

## 10 提出物

成果品等	仕様・種類	規格	部数	提出先
定期点検報告書	・棟別（構造別）	A4	3部	であいの森
その他	・写真等	L版	正 1部 副 2部	

## 11 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - (ア) 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (7) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

## 12 問合せ先

草加市総合福祉センターであいの森 担当：馬場、新島  
電話 048（936）2791

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1条 この契約により、社会福祉法人草加市社会福祉事業団（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

#### (厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

#### (再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報

を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。